

美作市介護予防訪問サービス実施要綱（平成29年美作市告示第48号）及び美作市介護予防通所介護サービス実施要綱（平成29年美作市告示第49号）の改正【案】

本改正案は、介護予防訪問サービス、介護予防通所介護サービスの提供にあたり、現在、改正要綱の最終調整（基本的に国基準に準ずる内容）を行っていますが、公表が遅れていることから最終調整中のうち算定の基準となる費用単位（基本、各加算、減算等）に係る部分の改正案を公表するものです。

なお、正式な改正後の実施要綱につきましては、後日掲載する予定ですのでご承知願います。

（法：介護保険法、省令：介護保険法施行規則）

介護予防訪問サービス	
改正前	改正後（案）
別記（第7条関係） 介護予防訪問サービス費 （1）訪問型サービス費 ア 訪問型サービス費Ⅰ 1,176 <u>単位</u> （事業対象者・要支援1・要支援2 1月につき・週1回程度） イ 訪問型サービス費Ⅱ 2,349 <u>単位</u> （事業対象者・要支援1・要支援2 1月につき・週2回程度） ウ 訪問型サービス費Ⅲ 3,727 <u>単位</u> （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度）	別記（第7条関係） 介護予防訪問サービス費 （1）訪問型サービス費 ア <u>1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）</u> <u>（ア） 1週に1回程度の場合</u> <u>1,176単位</u> <u>（イ） 1週に2回程度の場合</u> <u>2,349単位</u> <u>（ウ） 1週に2回を超える程度の場合</u> <u>3,727単位</u> イ <u>1月当たりの回数を定める場合（1回につき）</u> <u>287単位</u>

改正前	改正後（案）
<p><u>エ 訪問型サービス費Ⅳ 268単位</u>  <u>位</u>  <u>（事業対象者・要支援1・要支援2 1回につき・1月の  中全部で4回まで）</u></p> <p><u>オ 訪問型サービス費Ⅴ 272単位</u>  <u>位</u>  <u>（事業対象者・要支援1・要支援2 1回につき・1月の  中全部で5回から8回ま  で）</u></p> <p><u>カ 訪問型サービス費Ⅵ 287単位</u>  <u>位</u>  <u>（事業対象者・要支援2 1  回につき・1月の中で全部で  9回から12回まで）</u></p> <p>(2) 初回加算 200単位（1月につ  つき）</p> <p>(3) 生活機能向上連携加算  ア 生活機能向上連携加算  （Ⅰ） 100単位（1月につ  つき）  イ 生活機能向上連携加算  （Ⅱ） 200単位（1月につ  つき）</p> <p><u>(4) 介護職員処遇改善加算</u>  ア 介護職員処遇改善加算  （Ⅰ） 所定単位×137/1000  イ 介護職員処遇改善加算  （Ⅱ） 所定単位×100/1000  ウ 介護職員処遇改善加算  （Ⅲ） 所定単位×55/1000</p> <p><u>(5) 介護職員等特定処遇改善加  算</u></p>	<p>(2) 初回加算 200単位（1月に  つき）</p> <p>(3) 生活機能向上連携加算  ア 生活機能向上連携加算  （Ⅰ） 100単位（1月につ  つき）  イ 生活機能向上連携加算  （Ⅱ） 200単位（1月につ  つき）</p> <p><u>(4) 口腔連携強化加算 50単位</u>  <u>（1月につき1回）</u></p> <p><u>(5) 介護職員処遇改善加算</u>  ア 介護職員処遇改善加算  （Ⅰ） 所定単位×137/1000  イ 介護職員処遇改善加算  （Ⅱ） 所定単位×100/1000  ウ 介護職員処遇改善加算  （Ⅲ） 所定単位×55/1000</p> <p><u>(6) 介護職員等特定処遇改善加  算</u></p>

改正前	改正後（案）
<p>ア 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×63／1000</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×42／1000</p> <p>（6） 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位×24／1000</p>	<p>ア 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×63／1000</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×42／1000</p> <p>（7） 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位×24／1000</p>
<p>注</p> <p>1 （1）について、原則として<u>アからウまでを用いるものとする。ただし、生活援助型訪問サービスと併用する場合は、エからカまでを用いることができる。</u></p> <p>2 （1）について、<u>介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。</u></p>	<p>注</p> <p>1 （1）について、原則として<u>アを用いるものとする。ただし、生活援助型訪問サービスと併用する場合は、イを用いることができる。イを用いる場合については、1月につき、ア(ウ)の単位数の範囲で算定する。各所定単位数は、ケアプランに位置付けられた標準的な回数又は内容で算定する。</u></p> <p>2 （1）について、<u>省令第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。</u></p> <p>3 （1）について、<u>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位の1／100に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>4 （1）について、<u>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位の1／100に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p>

改正前	改正後（案）
<p>3 (1)について、<u>事業所</u>の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは<u>事業所</u>と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は<u>事業所</u>における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して<u>サービス</u>を行った場合は、<u>所定単位数の90/100に相当する単位数を算定する。</u></p>	<p>5 (1)について、<u>サービス事業所</u>の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは<u>サービス事業所</u>と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（<u>サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。</u>）又は<u>サービス事業所</u>における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して<u>介護予防訪問サービス</u>を行った場合は、<u>所定単位数の90/100に相当する単位数を算定し、サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、介護予防訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の85/100に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当するサービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、介護予防訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の88/100に相当する単位数を算定する。</u></p>

改正前	改正後（案）
<p><u>4</u> (1)について、厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等がサービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の15/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><u>5</u> (1)について、厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等がサービスを行った場合は、所定単位数の10/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><u>6</u> (1)について、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを行った場合は、所定単位数の5/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><u>7</u> (1)について、利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は、算定しない。</p>	<p><u>6</u> (1)について、厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等がサービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の15/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><u>7</u> (1)について、厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等がサービスを行った場合は、所定単位数の10/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><u>8</u> (1)について、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを行った場合は、所定単位数の5/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p><u>9</u> (1)について、利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は、算定しない。</p>

改正前	改正後（案）
<p>8 <u>利用者が一の事業所においてサービスを受けている間は、当該事業所以外の事業所がサービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の事業所がいずれも(1)エからカまでのいずれかの算定に係るサービスを行った場合は、この限りでない。</u></p> <p>9 (3)アの加算を算定している場合においては、(3)イの加算は算定しない。</p> <p>10 (4)について、所定単位は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計とする。</p>	<p>10 (1)アについて、<u>利用者が一のサービス事業所において介護予防訪問サービスを受けている間は、当該サービス事業所以外のサービス事業所が介護予防訪問サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。</u></p> <p>11 (3)アの加算を算定している場合においては、(3)イの加算は算定しない。</p> <p>12 (4)について、<u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったサービス事業所の従業員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は介護予防ケアマネジメントに従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。</u></p> <p>13 (5)について、所定単位は、(1)から(4)までにより算定した単位数の合計とする。</p>

改正前	改正後（案）
<p>11 <u>(4)</u>ア、イ又はウのいずれかの加算を算定している場合においては、その余の加算は算定しない。</p>	<p>14 <u>(5)</u>ア、イ又はウのいずれかの加算を算定している場合においては、その余の加算は算定しない。</p>
<p>12 <u>(5)</u>について、所定単位は、(1)から<u>(3)</u>までにより算定した単位数の合計とする。</p>	<p>15 <u>(6)</u>について、所定単位は、(1)から<u>(4)</u>までにより算定した単位数の合計とする。</p>
<p>13 <u>(5)</u>ア又はイのいずれかの加算を算定している場合においては、もう一方の加算は算定しない。</p>	<p>16 <u>(6)</u>ア又はイのいずれかの加算を算定している場合においては、もう一方の加算は算定しない。</p>
<p>14 <u>(6)</u>について、所定単位は、(1)から<u>(3)</u>までにより算定した単位数の合計とする。</p>	<p>17 <u>(7)</u>について、所定単位は、(1)から<u>(4)</u>までにより算定した単位数の合計とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の美作市介護予防訪問サービス実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）別記注4の規定は、施行日から令和7年3月31日までの間は、適用しない。
- 3 改正後の要綱の規定は、この告示の施行の日以後に提供されたサービスに係る費用の算定について適用し、同日前に提供されたサービスに係る費用の算定については、なお従前の例による。

介護予防通所サービス	
改正前	改正後（案）
別記（第7条関係） 介護予防通所型サービス費 （1） <u>通所型サービス費</u>  ア <u>通所型サービス費 1 1,672</u> <u>単位</u> （事業対象者・要支援 1 <u>1</u> <u>月につき</u> ） イ <u>通所型サービス費 2 3,428</u> <u>単位</u> （事業対象者・要支援 2 <u>1</u> <u>月につき</u> ） ウ <u>通所型サービス費 1 回数 3</u> <u>84単位</u> （事業対象者・要支援 1 <u>1</u> <u>回につき・1月の中で全部で</u> <u>4回までのサービスを行った</u> <u>場合</u> ） エ <u>通所型サービス費 2 回数 3</u> <u>95単位</u> （事業対象者・要支援 2 <u>1</u> <u>回につき・1月の中で全部で</u> <u>5回から8回までのサービス</u> <u>を行った場合</u> ）  （2） <u>生活機能向上グループ活動</u> <u>加算 100単位（1月につき）</u> （3） <u>運動器機能向上加算 225単</u> <u>位（1月につき）</u>	別記（第7条関係） 介護予防通所型サービス費 （1） <u>1週当たりの標準的な回数</u> <u>を定める場合（1月につき）</u> ア <u>通所型サービス費 1 1,798</u> <u>単位</u> （事業対象者・要支援 1） イ <u>通所型サービス費 2 3,621</u> <u>単位</u> （事業対象者・要支援 2）  （2） <u>1月当たりの回数を定める</u> <u>場合（1回につき）</u> ア <u>通所型サービス費 1 436単</u> <u>位</u> （事業対象者・要支援 1） イ <u>通所型サービス費 2 447単</u> <u>位</u> （事業対象者・要支援 2） （3） <u>生活機能向上グループ活動</u> <u>加算 100単位（1月につき）</u>

改正前	改正後（案）
(4) 若年性認知症利用者受入加算 240単位（1月につき）	(4) 若年性認知症利用者受入加算 240単位（1月につき）
(5) 栄養アセスメント加算 50単位（1月につき）	(5) 栄養アセスメント加算 50単位（1月につき）
(6) 栄養改善加算 200単位（1月につき）	(6) 栄養改善加算 200単位（1月につき）
(7) 口腔機能向上加算	(7) 口腔機能向上加算
ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位（1月につき）	ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位（1月につき）
イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位（1月につき）	イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位（1月につき）
(8) <u>選択的サービス複数実施加算（運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上）</u>	(8) <u>一体的サービス提供加算 480単位（1月につき 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを共に実施の場合）</u>
ア <u>選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）（2種） 480単位（1月につき）</u>	
イ <u>選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）（3種） 700単位（1月につき）</u>	
(9) <u>事業所評価加算 120単位（1月につき）</u>	
(10) サービス提供体制強化加算	(9) サービス提供体制強化加算
ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
① 事業対象者・要支援1 88単位（1月につき）	① 事業対象者・要支援1 88単位（1月につき）
② 事業対象者・要支援2 176単位（1月につき）	② 事業対象者・要支援2 176単位（1月につき）
イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
① 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）	① 事業対象者・要支援1 72単位（1月につき）
② 事業対象者・要支援2 144単位（1月につき）	② 事業対象者・要支援2 144単位（1月につき）

改正前	改正後（案）
<p>ウ サービス提供体制強化加算 （Ⅲ）</p> <p>① 事業対象者・要支援 1 2 4単位（1月につき）</p> <p>② 事業対象者・要支援 2 4 8単位（1月につき）</p> <p><u>(11)</u> 生活機能向上連携加算</p> <p>ア 生活機能向上連携加算 （Ⅰ） 100単位（1月につ き）</p> <p>イ 生活機能向上連携加算 （Ⅱ） 200単位（1月につ き）</p> <p><u>(12)</u> 口腔・栄養スクリーニング 加算</p> <p>ア 口腔・栄養スクリーニング 加算（Ⅰ） 20単位（1回につ き・6月に1回を限度とす る。）</p> <p>イ 口腔・栄養スクリーニング 加算（Ⅱ） 5単位（1回につ き・6月に1回を限度とす る。）</p> <p><u>(13)</u> 科学的介護推進体制加算 4 0単位（1月につき）</p> <p><u>(14)</u> 介護職員処遇改善加算</p> <p>ア 介護職員処遇改善加算 （Ⅰ） 所定単位×59/1000</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算 （Ⅱ） 所定単位×43/1000</p> <p>ウ 介護職員処遇改善加算 （Ⅲ） 所定単位×23/1000</p> <p><u>(15)</u> 介護職員等特定処遇改善加 算</p> <p>ア 介護職員等特定処遇改善加 算（Ⅰ） 所定単位×12/100 0</p>	<p>ウ サービス提供体制強化加算 （Ⅲ）</p> <p>① 事業対象者・要支援 1 2 4単位（1月につき）</p> <p>② 事業対象者・要支援 2 4 8単位（1月につき）</p> <p><u>(10)</u> 生活機能向上連携加算</p> <p>ア 生活機能向上連携加算 （Ⅰ） 100単位（1月につ き）</p> <p>イ 生活機能向上連携加算 （Ⅱ） 200単位（1月につ き）</p> <p><u>(11)</u> 口腔・栄養スクリーニング 加算</p> <p>ア 口腔・栄養スクリーニング 加算（Ⅰ） 20単位（1回につ き・6月に1回を限度とす る。）</p> <p>イ 口腔・栄養スクリーニング 加算（Ⅱ） 5単位（1回につ き・6月に1回を限度とす る。）</p> <p><u>(12)</u> 科学的介護推進体制加算 4 0単位（1月につき）</p> <p><u>(13)</u> 介護職員処遇改善加算</p> <p>ア 介護職員処遇改善加算 （Ⅰ） 所定単位×59/1000</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算 （Ⅱ） 所定単位×43/1000</p> <p>ウ 介護職員処遇改善加算 （Ⅲ） 所定単位×23/1000</p> <p><u>(14)</u> 介護職員等特定処遇改善加 算</p> <p>ア 介護職員等特定処遇改善加 算（Ⅰ） 所定単位×12/100 0</p>

改正前	改正後（案）
<p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×10/1000</p> <p>(16) 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位×11/1000</p>	<p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×10/1000</p> <p>(15) 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位×11/1000</p>
<p>注1 <u>(1)</u>について、原則として<u>ア</u>又は<u>イ</u>を用いるものとする。ただし、生活援助型通所サービスと併用する場合は、<u>ウ</u>又は<u>エ</u>を用いることができる。</p> <p>2 <u>(1)</u>について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>3 <u>(1)</u>について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>4 <u>(1)</u>について、従業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。）が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	<p>注1 <u>(1)及び(2)</u>について、原則として<u>(1)</u>を用いるものとする。ただし、生活援助型通所サービスと併用する場合は、<u>(2)</u>を用いることができる。</p> <p>2 <u>(1)及び(2)</u>について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>3 <u>(1)及び(2)</u>について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</p> <p>4 <u>(1)及び(2)</u>について、従業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。）が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>

改正前	改正後（案）
<p>5 <u>(1)</u>について、利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は、算定しない。</p>	<p>5 <u>(1)及び(2)</u>について、利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は、算定しない。</p> <p>6 <u>(1)及び(2)</u>について、<u>利用者が事業対象者（省令第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ）であって、ケアプランにおいて、1週に1回程度の介護予防通所サービスが必要とされた場合については(1)ア又は(2)アに掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の介護予防通所サービスが必要とされた場合については(1)イ又は(2)イに掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。</u></p> <p>7 <u>(2)アについては、1月に4回、(2)イについては、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。</u></p> <p>8 <u>(1)及び(2)</u>について、<u>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p>

改正前	改正後（案）
<p>6 <u>利用者が一の事業所においてサービスを受けている間は、当該事業所以外の事業所がサービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の事業所がいずれも(1)ウ又はエの算定に係るサービスを行った場合は、この限りでない。</u></p> <p>7 (1)について、<u>事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から当該事業所に通う者に対しサービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)ア及びウを算定している場合 376単位  (1)イ及びエを算定している場合 752単位</p>	<p>9 (1)及び(2)について、<u>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>10 (1)について利用者が一のサービス事業所において<u>介護予防通所サービス</u>を受けている間は、当該サービス事業所以外のサービス事業所が<u>介護予防通所サービス</u>を行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。</p> <p>11 (1)及び(2)について、<u>サービス事業所と同一建物に居住する者又はサービス事業所と同一建物から当該サービス事業所に通う者に対し介護予防通所サービス</u>を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき<u>次に掲げる単位数</u>を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(1)アを算定している場合 (1月につき) 376単位  (1)イを算定している場合 (1月につき) 752単位  (2)を算定している場合 (1回につき) 94単位</p>

改正前	改正後（案）
<p>8 <u>（2）</u>について、同月中に利用者に対し、<u>運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算</u>のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>9 <u>（2）及び（3）</u>における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。</p> <p>10 <u>（5）</u>について、利用者が栄養改善加算又は<u>選択的サービス複数実施加算</u>の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>11 <u>（7）ア</u>又は<u>イ</u>いずれかの加算を算定している場合においては、もう一方の加算は算定しない。</p>	<p>12 <u>利用者に対して、その居宅とサービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（1）アを算定している場合は1月につき376単位を、（1）イを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）</u>を所定単位数から減算する。ただし、<u>注11を算定している場合は、この限りでない。</u></p> <p>13 <u>（3）</u>について、同月中に利用者に対し、<u>栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算</u>のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>14 <u>（3）</u>における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。</p> <p>15 <u>（5）</u>について、利用者が栄養改善加算又は<u>一体的サービス提供加算</u>の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>16 <u>（7）ア</u>又は<u>イ</u>いずれかの加算を算定している場合においては、もう一方の加算は算定しない。</p>

改正前	改正後（案）
<p>12 <u>（8）について、<u>運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、（8）ア又はイに掲げる加算は算定しない。</u></u></p>	<p>17 <u>（8）について、<u>（6）又は（7）を算定している場合は算定しない。</u></u></p>
<p>13 <u>（8）ア又はイいずれかの加算を算定している場合においては、もう一方の加算は算定しない。</u></p>	
<p>14 <u>（10）ア、イ又はウいずれかの加算を算定している場合においては、その余の加算は算定しない。</u></p>	<p>18 <u>（9）ア、イ又はウいずれかの加算を算定している場合においては、その余の加算は算定しない。</u></p>
<p>15 <u>（11）アについては、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、3月に1回を限度として加算する。</u></p>	<p>19 <u>（10）アについては、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、3月に1回を限度として加算する。</u></p>
<p>16 <u>（11）ア又はイいずれかの加算を算定している場合においては、もう一方の加算は算定しない。</u></p>	<p>20 <u>（10）ア又はイいずれかの加算を算定している場合においては、もう一方の加算は算定しない。</u></p>
<p>17 <u>（11）について、<u>運動器機能向上加算を算定している場合には、（11）アは算定せず、（11）イは1月につき100単位を所定単位数に加算する。</u></u></p>	
<p>18 <u>（12）ア又はイいずれかの加算を算定している場合においては、もう一方の加算は算定しない。</u></p>	<p>21 <u>（11）ア又はイいずれかの加算を算定している場合においては、もう一方の加算は算定しない。</u></p>
<p>19 <u>（12）について、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。</u></p>	<p>22 <u>（11）について、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。</u></p>

改正前	改正後（案）
<p>20 <u>(14)</u>について、所定単位は、 (1)から<u>(13)</u>までにより算定した単位数の合計とする。</p>	<p>23 <u>(13)</u>について、所定単位は、 (1)から<u>(12)</u>までにより算定した単位数の合計とする。</p>
<p>21 <u>(14)ア、イ又はウ</u>のいずれかの加算を算定している場合においては、その余の加算は算定しない。</p>	<p>24 <u>(13)ア、イ又はウ</u>のいずれかの加算を算定している場合においては、その余の加算は算定しない。</p>
<p>22 <u>(15)</u>について、所定単位は、 (1)から<u>(13)</u>までにより算定した単位数の合計とする。</p>	<p>25 <u>(14)</u>について、所定単位は、 (1)から<u>(12)</u>までにより算定した単位数の合計とする。</p>
<p>23 <u>(15)ア又はイ</u>のいずれかの加算を算定している場合においては、もう一方の加算は算定しない。</p>	<p>26 <u>(14)ア又はイ</u>のいずれかの加算を算定している場合においては、もう一方の加算は算定しない。</p>
<p>24 <u>(16)</u>について、所定単位は、 (1)から<u>(13)</u>までにより算定した単位数の合計とする。</p>	<p>27 <u>(15)</u>について、所定単位は、 (1)から<u>(12)</u>までにより算定した単位数の合計とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の美作市介護予防通所サービス実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）別記注9の規定は、施行日から令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、適用しない。
- 3 改正後の要綱の規定は、施行日以後に提供されたサービスに係る費用の算定について適用し、同日前に提供されたサービスに係る費用の算定については、なお従前の例による。